

高松市建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針

令和4年10月

高 松 市

高松市建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定、以下「国方針」という。）及び「香川県建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針」（令和4年7月11日香川県策定、以下「県方針」という。）に即して、高松市の建築物等における県産木材の利用を促進するための基本的事項等を定めるものである。

第1 高松市の建築物における県産木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 県産木材の利用の促進の意義

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、市民生活及び市民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

しかしながら、昭和40年代から昭和50年代にかけて植栽したヒノキ等が、木造住宅の柱材として利用期を迎えているにもかかわらず、これらの資源の利用は低調であり、また、近年の社会情勢の変化等により、一時的に木材価格が上昇したものの、それ以前の木材価格は、長年低迷していたこと等から、間伐等の森林の手入れが行き届いておらず、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっている。

このような現状において、県産木材の需要を拡大することは、森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。

また、木材は、再生産可能な資源でカーボンニュートラルな特性を有することや、断熱性、調湿性等に優れていることから、広く建築物での利用を促進することにより、脱炭素社会の実現や健康的で温かみのある快適な生活環境の形成などに貢献する資材であるため、本市が公共建築物に県産木材の利用の促進を図ることで、公共建築物における利用の拡大という直接的な効果はもとより、公共建築物が広く市民一般の利用に供されるものであることから、住宅等の一般建築物における利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料等としての利用の拡大といった波及効果も期待されるところである。

2 建築物等における県産木材の県産木材の利用の促進のための施策の具体的方向

(1) 本市の取組み

建築物等における県産木材の利用の促進にあたっては、建築材料としての県産木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料等としての利用も併せて促進するものとする。

具体的には、建築材料としての県産木材の利用の促進の観点からは、特に「3 積極的に木造化を促進する建築物の範囲」に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、建築材料以外の県産木材の利用の促進の観点からは、建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、県産木材を原材料として使用したものの利用を促進するとともに、建築以外の工事での有効活用を図るものとする。

(注) この方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替にあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

(2) 事業者による取組み

建築物を整備する者、森林・林業関係者、木材産業関係者、その他の関係者は、国方針及び県方針等を踏まえ、法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に努めるとともに、本市が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における県産木材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

また、森林・林業関係者、木材産業関係者、建築物における木材の利用に取り組む設計者等にあつては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した品質の確かな県産木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、県産木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

(3) 市民による取組み

市民は、法第7条に規定する国民の責務を踏まえ、県産木材の利用の促進に努め、本市が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 積極的に木造化を促進する建築物の範囲

建築物の整備においては、「2 県産木材の県産木材の利用の促進のための施策の具体的方向」のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物

とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

ただし、施設の内容や構造に要求される性能や耐久性等により、木造化が困難な建築物については、対象としないものとする。

4 県産木材の利用を促進すべき公共建築物

県産木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

- (1) 本市が整備する公共の用又は公共に供する建築物広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、図書館、コミュニティセンター、公営住宅等の建築物
- (2) 国、県及び本市以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物

第2 高松市が整備する公共建築物における県産木材の利用の目標

(1) 公共建築物の木造化

高松市が整備する公共建築物のうち、第1「3 積極的に木造化を促進する建築物の範囲」に該当する公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとする。

木造化にあたっては、第1「3 積極的に木造化を促進する建築物の範囲」において、積極的に県産木材の利用に努めるものとする。

(2) 公共建築物の木質化

高松市が整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、直接市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。

内装等の木質化にあたっては、県産木材の利用に努めるものとする。特に体育館・図書館等の腰壁や建具等については、積極的に木質化を図ることとする。

(3) 県産木材を利用した備品等の設置・購入

高松市が整備する公共建築物において、県産木材を利用した書棚・収納棚の設置、また県産間伐材などを利用したベンチ等の製品の購入に努めるものとする。

(4) 建築以外の工事における県産間伐材の有効活用

高松市が施工する建築以外の工事において、柱材等に利用できない県産間伐材を杭・丸太柵・工事看板等の資材として利用するなど、その有効活用に努めるものとする。

第3 高松市の公共建築物における県産木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

公共建築物における県産木材の利用を効果的に促進するため、創造都市推進局産業経済部農林水産課は、各局各課間の円滑な連絡調整や利用の促進に向けた措置の検討等を行うとともに、県と連携し、県産木材製品の価格や調達可能量等の情報収集を行うなど、取り組みの強化に努めるものとする。

附 則

この方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和4年10月1日から施行する。